

「SNS時代の消費者問題最前線」ー消費者法ゼミ連続講座ー

# 2023 年度消費者ネット関西 オンライン消費者法ゼミのご案内

NPO 消費者ネット関西の 2023 年度消費者法ゼミでは、SNS をきっかけとする消費者被害が増加していることを踏まえて、それに対する消費者法の課題と消費者の役割とを考えます。

3 回のゼミは、オンラインで開催します。1 回だけの参加でももちろん OK です。

## 【ゼミの日時と内容】

第 1 回 2023 年 10 月 12 日（木）午後 6 時 30 分

「SNS による情報提供は消費者法でどのように取り扱われているのか（仮）」



坂東俊矢（京都産業大学法学部教授・消費者ネット関西理事）

SNS は今、法律ではどのように取り扱われ、消費者法の視点からどのように対処される必要があるのか。消費者委員会の「建議」などを参考に整理します。

第 2 回 2023 年 11 月 13 日（月）午後 6 時 30 分

「若者の夢を狙うオーディション商法と消費者法

ー芸能人養成学校に関する東京高裁令和 5 年 4 月 18 日判決を考えるー（仮）」



高橋英弘（京都産業大学法学部教授・消費者ネット関西理事）

特定適格消費者団体「消費者機構日本（COJ）」がした違約金条項の使用差止判決を素材に、若者が SNS をきっかけに芸能人養成学校と契約をするに至った経緯とその法律的問題を考えます。

## 第3回 2024年1月18日（木）午後6時30分

「景品表示法によるステマ規制の意義とその実効性の確保に必要なこと（仮）」

アントニオス・カライスコス（龍谷大学法学部教授）

景品表示法の改正による新たな告示で、2023年10月1日からいわゆる「ステマ」について広告あるいはPRなどといった表示が義務付けられました。

SNSでも同じ対応が必要になります。この法律の改正に携わったカライスコス先生に法改正の意図と意義とその仕組みを被害防止のために機能させるための課題についてうかがいます。



### 【消費者法ゼミへの参加方法】

以下のQRコードを読み込むか、あるいはURLをクリックして、お名前とメールアドレス等を登録してください。それぞれの消費者法ゼミの1週間前をめぐり、「資料」とオンラインゼミにアクセスするためのURLとを送付させていただきます。参加希望の登録の締切を、一応10月2日（月）午後6時とさせていただきますが、その後も、希望者がアクセス制限である300名に達しない限り、できる限り、受け付けます。

また、お送りいただいたメールアドレスやお名前などの個人情報は、このゼミの実施に関する目的のみで使用します。

#### 【参加希望登録用QRコード&URL】

<https://docs.google.com/forms/d/1PJKuzByJ45xeHNcfv9By1cNTbanLm0xYKEPZNVcuIMM/edit>

#### 【問い合わせ等連絡先】

NPO 法人消費者ネット関西事務局

電話 & FAX 06-6229-6160



共 NPO 法人消費者ネット関西  
催 NPO 法人消費者支援機構関西